

日本再興戦略 - JAPAN is BACK - (平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) (抜粋)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

1. 緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進)

③内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進

大企業や研究機関に眠る技術、アイデア、資金、人材、地域に眠る事業や資源を最大限に活用し、ベンチャーや新事業を生み出す仕組みを整備する。

このため、ベンチャーや新事業の担い手となる人材 (知財権等の戦略的交渉を行う専門家を含む。) の確保、起業家と投資家や民間企業等との橋渡し役となる仲介者の目利き・コーディネート能力の向上、内外の資源を活用したリスクマネーの供給拡大のため、総合的な施策を実施する。個人からベンチャーへの資金の流れを一層太くすることに加え、民間企業等の資金と目利き能力を有効に活用するため、民間企業等によるベンチャーや新事業への投資を行いやすくする。こうした取組により、産業の新陳代謝を促すことで、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル (10%台) になることを目指す (現状: 開業率・廃業率ともに 4.5% (2004 年から 2009 年までの平均値))。

○ベンチャーや新事業創出の担い手及び目利き・支援人材の育成

- 一流のベンチャー経営者やキャピタリスト等のプロフェッショナルによるビジネスモデル形成支援により、新事業に挑み成長企業を生み出す人材の育成を進めるとともに、これを通じて得られたハンズオン支援のノウハウの共有などによる支援人材の育成やその連携を強化する取組を発展させ、事業化後の資金供給を担う投資家、政府系金融機関、民間企業等を含めた総合的な支援の枠組みへと拡大する。

○個人によるベンチャー投資の促進 (エンジェル税制の運用改善等)

- エンジェル税制について、本年夏までに、ベンチャー企業やその支援者である税理士等にとっての分かりやすさを向上させ、手続負担を軽減する観点から運用改善を行うとともに、制度の利用促進に向け周知徹底を図る。

○民間企業等によるベンチャー投資の促進

- 個人投資家のみならず民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促すための方策を早急に検討し、本年 8 月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

- 産業革新機構による効果的なリスクマネーの供給を図り、ベンチャー支援を強化するため、同機構におけるベンチャー投資に関する意思決定プロセスの簡略化及び支援体制の整備を行う。

○資金調達の多様化（クラウド・ファンディング等）

- 技術やアイデアを事業化する段階でのリスクマネーの供給を強化するとともに地域のリソースを活用するための方策の一つとして、クラウド・ファンディング（※）等を通じた資金調達の枠組みについて検討する。市場関係者等のニーズや投資者保護に配慮しつつ、制度改革が必要な事項について、金融審議会にて検討を行い、本年中に結論を得る。なお、事業化後に新規上場に至った企業に対しても、NISA（少額投資非課税制度）の普及促進を通じ、家計からのリスクマネーの供給を強化する。
※新規・成長企業と投資家をインターネットサイト上で結び付け、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組み。

○個人保証制度の見直し

- 経営者本人による保証について、法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等、一定の条件を満たす場合には、保証を求めないことや、履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等のガイドラインを、本年のできるだけ早期に策定する。
- 停止条件付保証契約、ABL（動産・売掛金担保融資）等の代替的な融資手法の充実と利用促進を図る。また、個人保証を免除又は猶予する融資制度の拡充・推進、民間金融機関との連携強化など政府系金融機関等による対応の強化を図る。

○既存企業の経営資源の活用（スピンオフ・カーブアウト支援、オープンイノベーション推進）

- スピンオフ・カーブアウト支援専門チーム（知財、労務、社会保障等の権利処理まで含めたビジネス形成支援）を直ちに本格稼働させる。
- この支援専門チームや日本政策投資銀行等による、事業の目利きの協働を通じた既存の経営資源の活用・組合せから新たなビジネスを形成する取組及び民間資金の呼び水となるリスクマネー供給を一体的に行うことにより、オープンイノベーションを推進する。これにより、「緊急構造改革期間」中に、民間において自立的にベンチャーや新事業が生み出される環境の整備を目指す。